平成17年10月1日 条例第148号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第69条の規定に基づき、住宅地としての環境又は商店街としての利便 を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善する ため、建築協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築協定)

- 第2条 次条に定める区域内において、土地の所有権者並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者は、その権利の目的となっている土地について、一定の区域を定めて、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準について協定することができる。 (建築協定することができる区域)
- 第3条 建築協定することができる区域は、ふじみ野市全域とする。 (委任)
- 第4条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。